

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会の定款第6章25条の役員の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理)

第2条 役員選出のために選挙管理委員会（以下「選管委」とする）を設置する。選管委は、理事2名と正会員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2 選管委は次の事業を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の公示
- (5) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

3 委員は、理事会において選任する。

(選挙権および被選挙権)

第3条 代議員は選挙権および被選挙権を有する。

(公示)

第4条 選挙人および被選挙人の名簿は、投票日の1か月前までに公示する。

2 公示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(選挙の時期)

第5条 この選挙は、現役員の任期終了日の3か月前までに実施しなければならない。

(役員の種別)

第6条 本会の役員の種別を、以下のとおりとする。

当選理事
推薦理事
監事

(定数)

第7条 理事および監事の定数は以下のとおりとする。

当選理事 14人
推薦理事 6人以内(理事会により推薦され、社員総会の承認を受けて指名することができる。)
監事 2人

第2章 理事選出方法

(適用)

第8条 理事の選出は、代議員の選挙によって行う。

(任期)

第9条 理事の任期は2年とし、連続4期までとする。ただし、監事として連続して役員を務める場合（逆の場合も含む）は、合計6期とする。

(投票)

第10条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

- 2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。
- 3 投票は3名の連記とする。

(投票用紙の管理)

第11条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第12条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に、選挙管理委員が行う。

- 2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第13条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第14条 得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、会員歴の長い順とする。
- 3 理事と監事の両方に当選した場合は、理事の当選を優先させるものとする。

(結果の公示)

第15条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

第16条 理事は、総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第17条 理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者をもって、選挙理事として補充する。

- 2 前項によって選挙理事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第18条 理事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

第3章 監事選出方法

(適用)

第19条 監事の選出は、代議員の選挙によって行う。

(任期)

第20条 監事の任期は2年とし、連続2期までとする。ただし、理事として連続して役員を務める場合（逆

の場合も含む) は、合計6期とする。

(投票)

第21条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

- 2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。
- 3 投票は2名の連記とする。

(投票用紙の管理)

第22条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第23条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に、選挙管理委員が行う。

- 2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第24条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第25条 得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、会員歴の長い順とする。

(結果の公示)

第26条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

第27条 監事は、総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第28条 監事に欠員が生じたときは、監事選挙における次点者をもって補充する。

- 2 前項によって監事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第29条 監事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

第4章 補 則

(選出規程の変更)

第30条 この選出規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(雑則)

第31条 この選出規程のほか、役員の選任に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この選出規程は、2015年4月1日から施行する。

この選出規程は、2016年1月22日から施行する（2016年1月22日臨時社員総会において第2条および第3条変更）。

この選出規程は、2025年6月15日から施行する（2025年6月15日社員総会において第7条変更）。